

<h1>第13号</h1>	<h1>Super Highway</h1>	
<p>発行日 2023. 7.16</p>	<p>J R 東労組バス関東本部</p>	<p>J R 東労組ホームページ</p>

## 8/1 からの 36 協定締結へ



**各職場で、職場代表と会社が  
36 協定を締結し、労働基準監督署へ  
届け出をすることになります。**

【厚生労働省HPより抜粋】

### 36 協定で定める時間外労働及び休日労働 について留意すべき事項に関する指針

※時間外労働（残業）をさせるためには、36 協定が必要です！

※36 協定で定める時間外労働時間に、罰則付きの上限が設けられました！

- ①時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。
- ②使用者は、36 協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。
- ③時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。
- ④臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月 45 時間・年 360 時間）を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければなりません。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。
- ⑤1 か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間を超えないように努めてください。
- ⑥休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。
- ⑦限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください。
- ⑧限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務についても、限度時間を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めてください。

**J R バス関東で働く仲間を一つに！**